不要となった水銀含有ごみの拠点回収へご協力ください

国の法律に基づき、水銀による環境汚染や健康被害を防止するため、ご家庭で使われなくなった水銀使用廃製品の拠点回収を平成30年９月から実施しています。

下記の収集場所に、水銀含有ごみ専用の回収ボックスを設置していますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【対象品目】水銀蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計
【収集場所】市役所、若美支所及び各コミュニティセンター（若美を除く）

<table>
<tr><td rowspan="2">回収対象品目</td><td>水銀蛍光管</td><td>水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計</td></tr>
<tr><td>水銀が使用されている製品は下表のとおり。<table><tr><td>蛍光管の種類</td><td>品番の最初の記号</td></tr><tr><td>直管形、環形、コンパクト形</td><td>Ｆ</td></tr><tr><td>電球形蛍光ランプ</td><td>ＥＦ</td></tr><tr><td>殺菌ランプ</td><td>ＧＬ</td></tr><tr><td>ＨＩＤランプ</td><td>Ｂ、Ｎ、Ｍ、Ｌ</td></tr></table></td><td>目視で金属水銀の封入が確認できるもの。</td></tr>
<tr><td>出し方</td><td>① 購入時の箱や容器に入れて、専用回収ボックスに入れてください。
② 購入時の箱などがない場合は、割れないように注意してください。</td><td>透明な袋に入れてから密閉し、専用回収ボックスに入れてください。</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td colspan="2">白熱電球やＬＥＤランプ、ハロゲンランプ、電子式体温計などは水銀未使用のため、燃えないごみとして排出してください。</td></tr>
</table>

【注意事項】
① 破損してしまった場合は、新聞紙等に包んで密閉し、燃えないごみとして排出してください。
② 事業系の水銀含有ごみは回収できません。産業廃棄物収集業者にお尋ねください。

▼問い合わせ／生活環境課　環境安全班　24-9114